

職場意識改善計画

平成 年 月 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 職場内で、全員参加型の話し合いの機会を整備するため、労働時間等設定改善委員会を設置する。この委員会における委員の任期や運営方法等について必要な事項を盛り込んだ委員会規程を策定する。
	(2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会を年3～4回程度の開催を目途として実施する。その委員会に置いては、所定外労働時間の削減に向けた配送業務や作業工程の業務改善や各種休暇の取得しやすい環境の整備など様々な議題を扱い、労使が定期的に協議を実施し、労働時間等の設定改善を行う。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 職場内で、仕事と生活の調和を推進する意識を持ってもらうために労働時間や仕事の効率アップ等に対する労働者から個別の意見や要望を受け付けるための担当者を選任するなどにより、受付体制を整備する。また、労働者に対してその受付体制や担当者が誰かなどきちんと説明し、周知する。
	(2年度目) 1年度目に設置した受付体制を維持していくとともに、さらに、労働者からの苦情、意見、要望等を受付しやすくするためのアンケートの実施や窓口の設置など職場意識改善に向けた取り組みをより推進していける体制を作り、労働者に周知する。
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 職場意識改善計画の周知を図るため、事業所内の見やすい場所への掲示や回覧等を実施して周知徹底する。
	(2年度目) 1年度目に引き続き、労働者への周知を浸透させるために、職場意識改善のポイントや具体例を入れた資料を準備し、労働者全員に配布する。また、自社のホームページなどでの職場意識改善計画の概要掲載や公表方法について検討を進める。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 労働時間等の設定改善に向けた職場意識改善の必要性や意義について、先ず上席者の認識を深めることが重要であることから、主に管理職等に対して、研修会を最低でも1回は開催し、意識の啓発を図る。
	(2年度目) 前年度の研修会の状況を踏まえ、さらに推進するために外部講師を招いて社内講習会を最低1回以上開催する。また、外部セミナーの受講を促進するなどして労働者の意識改革を図る。

職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目) 年次有給休暇の取得促進のため、年次有給休暇の計画的付与制度をさらに推進、促進するための検討、計画づくりを進める。労働者が年次有給休暇を計画的に取得できるように個人別の年次有給休暇管理簿を作成し、取得予定や取得状況を把握する。また、就業規則の変更や労使協定の見直しなど必要な規程の調整を行う。</p> <p>(2年度目) 1年度目の実績を踏まえて、さらに取得率向上に向けた年次有給休暇の計画的付与制度の実施を推進する。また、取得が進まないものに対しては、個別に注意喚起を行うなどの取得促進の徹底を図る。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目) 所定時間外労働を削減しながら、生産性の向上させる体制作りや機器のメンテ、改修等を本気で実施するとともに、労働者から屈託のない意見や要望が出るような風土の醸成を図る。制度として所定時間外労働を削減するために、週1回はノー残業デーを試行的に実施する。</p> <p>(2年度目) 1年目の状況を省みて、無駄な所定時間外労働の発生原因を探りながら、更なる業務の効率化や採用を含めた要員配置や役割分担の見直しを図る。また、ノー残業デーの本格的な導入を図る。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目) 変形労働時間制やフレックスタイム制等の制度を有効に活用できないか導入方法を検討する。業務の実態と労働者の要望等をきちんと受け入れ、総合的に検討を進めれるように労働時間等設定改善委員会を有機的に機能させ、労使間での十分な協議の受け、方針を決定する。</p> <p>(2年度目) 1年目に導入した変形労働時間制等をの運用実態を確認し、本来の目的どおりに適切に推進されているかどうかを検証し必要ならば修正を行う。労働者の事情の変化等を随時確認し、状況に合わせてさらに働きやすい労働時間制となるように労働時間設定改善委員会で検討を進める。</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目)